

別表(第3条関係)

	補助事業	事業目的	事業内容	補助対象経費	補助要件	補助率	補助限度額	申請者	諮問機関	対象区域
1	まちなか出店支援事業	空き店舗等を活用して中心市街地の商業集積を図る。	空き店舗等を活用して出店や起業を行うものや商店街団体が誘致したもののうち、中心市街地への集客を目的とし、事業の継続性が認められるもの	店舗内外改装に係る経費(什器及び設備に係る経費は除く) 広告料	・補助事業者は、開業後1年間、大分商工会議所が実施する経営サポートを受けること。 ・商店街団体の活動に積極的に参加すること。 ・昼間の営業を行うこと。 ・初めて商都復活支援事業を活用して出店する法人・個人であること。	50%以内	1,000千円 1,500千円	法人個人 商店街団体	選考委員会	大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北で国道197号以南の区域及び国道197号以北で県道大分港線以西の区域
2	トイレ整備事業	中心市街地への来街者の利便を図る。	中心市街地にトイレを整備するもの	トイレ整備に係る経費 案内板設置に係る経費	・不特定多数の者が使用可能なものであること。 ・車椅子使用者等が円滑に利用できること。 ・適切な維持管理を継続して行うこと。 ・案内板を設置すること。	一般用 50%以内 多目的トイレ 100%以内	一般用 300千円 多目的トイレ 2,500千円 (案内板の設置を含む。)	商店街団体事業者	選考委員会	大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北で国道197号以南の区域
3	イベント開催事業	イベントを行うことにより中心市街地への集客を図る。	中心市街地への集客に効果のあるイベントを行うもの	イベントの開催に係る経費	・不特定多数の者が参加可能なものであること。 ・公共の場所又は公益に資すると認められる場所において開催されるものに限る。	50%以内	1,000千円	商店街団体事業者	選考委員会	大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北の区域
4	商店街基盤整備事業	来街者の利便性向上を図るための施設等整備を行うことにより、商店街の賑わいの創出を図る。	商店街団体(商工会、商工会議所、まちづくり会社等商店街組織と一体となり活動している団体等を含む。)の計画に基づき、来街者の利便性向上を図る施設等の整備を行うもの	施設等の整備に係る経費	・商店街団体(商工会、商工会議所、まちづくり会社等商店街組織と一体となり活動している団体等を含む。)の計画に基づくものであること。	50%以内	1商店街 10,000千円	商店街団体(商工会、商工会議所、まちづくり会社等商店街組織と一体となり活動している団体等を含む。)	選考委員会	大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北で国道197号以南の区域
5	中心部活性化商店街連携事業	大規模なイベントを行うことにより中心市街地への集客を図る。	中心市街地の商店街が連携し、集客に効果のあるイベントを行うもの	イベントの開催に係る経費	・大分市商店街連合会へ加盟している対象区域内の全ての商店街の計画に基づくものであること。 ・最低対象事業費 5,000千円	80%以内	6,000千円	商店街団体(商工会、商工会議所、まちづくり会社等商店街組織と一体となり活動している団体等を含む。)	選考委員会	大分市中心市街地商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北で国道197号以南の区域
6	オンリーワン企業等支援事業	事業を営む個店を対象に、様々な経営課題に対して専門家を派遣し、解決を図る。	大分商工会議所が行う「ビジネス何でも応援隊」の外部サポーターを派遣するもの	外部サポーター派遣に係る経費	・1つの経営課題につき2回までの派遣とする。	100%以内	1つの経営課題につき 40千円	大分商工会議所	なし	大分市中心市街地商都復活支援事業区域

○次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業から除くものとする。

- (1)一部少数の者のみの利益となると市長が認める事業 (2)本市の他の助成を受けている事業 (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業に係る事業
(4)一の建物であって、その建物内の店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が1,000平方メートル以上の耕店舗で行われる営業に係る事業
(5)夜間のみ行われる営業に係る事業 (6)建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反する事業 (7)その他市長が不適当であると認める事業

○次の各号のいずれかに該当する者が行う事業は、補助事業から除くものとする。

- (1)本市の市税を滞納している者 (2)事業を行おうとする者が本市以外に居住する個人である場合は、その居住する市町村の市町村税を滞納している者
(3)事業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる市町村の市町村税を滞納している者
ア 法人の本店の所在地である市町村 イ 本市における事業を統括する支店等の所在地が本市以外の市町村である場合にあっては、当該支店等の所在地である市町村
(4)大分市中心市街地商都復活支援事業区域の店舗から他の店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者
(5)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
(6)その他市長が不適当であると認める者

○次の各号のいずれかに該当する経費は、補助事業から除くものとする。

- (1)販売促進等の事業において直接販売事業に要する経費 (2)景品、商品券及びスタンプ事業等において直接事業に要する経費 (3)その他市長が中心市街地の活性化を図ることに適合しないと認める経費